



第5期長沼町総合振興計画

基本構想

第1章

長沼町の目指す姿

本町のまちづくりの理念は、1987年（昭和62年）に制定した町民憲章に示された

「からだをきたえ、仕事にはげみ、ゆたかなまちにしましょう」

「やさしい心で、互いに助けあい、あたたかいまちにしましょう」

「自然を愛し、教養をたかめ、うるわしいまちにしましょう」

「きまりを守り、力をあわせ、あかるいまちにしましょう」

「若い力を育て、生き生きと、のびゆくまちにしましょう」

にあります。

過酷な自然条件に耐え、水害との闘いに挑み、先人は長沼町の今日の礎を築きました。

治水は現在でもまちづくりの基盤となる重要な課題ですが、北海道開発の重点施策として強力な事業推進がなされ、徐々に解消されつつあります。

四季折々の風情を見せるふるさとの山馬追丘陵や豊かに耕された田園の輝き、誰もが安全に暮らせる田園文化都市、そのようなまちづくりを目指して、本町はこれまで「緑豊かな田園文化都市」を標榜し、新しい時代に向けた本町の基盤づくりを進めてきました。

緑の充実や農業の振興は、本町のまちづくりの普遍的なテーマと考えられます。これまでの取り組みを一層充実するため、向こう10年の目指す姿を次のとおり定めます。

<目指す姿>

ひと・緑がかがやく 田園と交流のまち

- ・安全に安心して暮らせるまち
- ・自然環境と調和したまち
- ・来てみたい、住んでみたいまち

○目標年次

基本構想の目標年次は、10年後の2020年（平成32年）とします。

○目標人口

本町の人口は、平成2年から12,000人強で推移していますが、近年は若干の減少傾向にあります。

本格的な少子高齢社会の到来により、我が国の人口は長期的な減少傾向に入り、今後は我が国のほとんどの地域で人口が減少するものとみられています。

平成20年度における国立社会保障・人口問題研究所の推計では、10年後の2020年（平成32年）の本町人口は11,396人とされています。これに、移住促進などの施策による上乗せを見込み、10年後の目標人口を12,000人とします。

めざす姿の実現のためには、それぞれの分野ごとに方向性を明確にする必要があります。そのため、6つの基本政策を定め、具体的な施策を体系的・総合的に推進します。

<目指す姿>

ひと・緑がかがやく 田園と交流のまち

- ・安全に安心して暮らせるまち
- ・自然環境と調和したまち
- ・来てみたい、住んでみたいまち

<基本政策>

1. 安全・安心な生活環境の創出

安全・安心な生活を送るために、治水対策はもちろん、交通安全、防犯・防災、消防・救急等の充実に努めます。また、生活や産業の基盤となる道路、公共交通、上下水道等の整備を進めます。

2. 環境・景観の保全

馬追丘陵等が有する豊かな自然や美しい景観を保全するとともに、省エネやCO2削減に取り組みます。また、環境美化を推進し、誰もが衛生的で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

3. 健康の増進・福祉の充実

町民一人ひとりが健康な生活を送れるよう、さらなる少子化・高齢化に対応する保健活動、福祉事業、子育て支援、介護保険、地域医療体制等の充実を進めます。

4. 産業の振興

本町の基幹産業である農業の振興のほか、加工・販売による「農業の6次産業化」を支援します。また、「都市と農村との交流」を推進するほか、商工業・観光業の活性化を進めます。

5. 教育・文化活動の推進

豊かな人間性・社会性を身につけた、未来を拓く子どもを育てる教育の充実に努めます。また、いつでも・どこでも・誰でも学ぶことができるような生涯学習を推進します。

6. 効率的・効果的な行政運営

町民に開かれた行政を推進するとともに、効率的で健全な行財政の運営を進めます。また、町民が主役の活動を支援し、協働することにより地域の活性化を目指します。

第1節 安全・安心な生活環境の創出

1) 土地保全

町民の生命・財産とまちづくりの基礎となる土地を守るため、抜本的・総合的治水対策の展開を推進します。特に千歳川流域の抜本的治水対策を関係市町とのさらなる連携で促進します。

土地利用、森林整備、農地整備等との整合性ある計画的な治水施設整備などを進めます。

2) 土地利用

①土地利用の現況

平成22年1月現在の長沼町の土地利用は、田と畑を合わせて全体の約64%を占めており、本町の土地利用は全体として農業生産中心の利用となっているところに特徴があります。

最近の土地利用においては、市街地における低利用地・未利用地の増加、及び馬追丘陵地域での景観維持などといった課題があります。

農業的土地利用と都市的土地利用の調整を図りつつ、望ましい土地利用に向けた施策を推進していく必要があります。

②土地利用の基本方針

「ひと・緑がかがやく 田園と交流のまち」という将来像を実現していくため、土地利用の基本方針を次のとおり定めます。

- (1) 優良農地の保全
- (2) 環境と共生する土地利用の推進
- (3) 利便性と快適性の高い合理的・効率的土地利用の推進
- (4) 交流・活力を生み出す土地利用の推進

③土地利用の方向性

◇農業地域

国民へ安全・高品質な食料を提供する食料生産基地としての機能を支えるため、汎用性のある土地の適正・有効な利用を計画し、基盤整備を推進するなど、優良農地の保全に努めます。また、抜本的・総合的治水対策を進め農地保全を図るとともに、自然環境の保全、農業地域の良好な環境整備を進め、農地の持つ多面的機能の充実に努めます。

また、グリーン・ツーリズムなど、都市との交流地域としての活用を行います。

◇都市地域

住居系については安全で快適な居住環境を創出するため、町民との協働による良好な景観づくりを進め、周辺環境との調和に配慮した適正な宅地開発誘導を促進します。

工業系については未利用解消のため、環境や景観に配慮しつつ工業団地内の基盤整備を行い、分譲促進に努めます。

商業系については周辺の居住環境に配慮した商店街形成を図るとともに、空地・空き店舗の有効利用を促進します。

◇森林地域

郷土のシンボル馬追丘陵に内包された豊かな自然を守るとともに、保安林や偏東風対策として植林された防風林の保全に努めます。

3) 生活環境

交通網の整備については、道央圏連絡道路（国道 337 号）の早期整備促進のほか、国道・道道・町道の整備充実を促進します。また、冬期交通の安全性と利便性を確保・向上するため、除排雪体制の充実を図ります。

公共交通については、デマンドバスの導入など、町営バス利用者のニーズに合わせた運行サービスの向上に努めます。

情報化の推進については、行政の情報化の推進により町民生活の利便性、快適性の向上や行政事務の一層の効率化を図るほか、地域や産業の情報化を推進し、地域の経済産業の活性化及び活力のある地域づくりを目指します。また、情報化を支えるため、技術や知識を有する人材の育成を推進します。

上水道については、良質な水道水を安定供給できるよう、施設整備を計画的に推進するとともに、効率的な水道事業の運営を図ります。

公共下水道については、環境保全、環境循環に配慮し、整備を推進することで、全町の下水道普及率及び水洗化率の向上を図ります。

住環境の整備については、老朽化した公営住宅の計画的な建替を進め、ユニバーサルデザイン型住宅の整備を推進します。また、緑豊かな住宅・宅地の形成や既存公園施設の充実を推進するとともに、「おためし暮らし」等の定住促進に向けた施策を推進します。

環境衛生については、ごみ減量化とリサイクル意識の高揚に努めます。また、「長沼町さわやか環境づくり条例」のPRに努めるなど、環境美化を推進します。

交通安全・防災については、関係機関、団体等と連携し、交通安全意識や防犯意識の向上を図る啓発活動や、信号機等交通安全施設や街路灯の整備を図ります。

防災、消防救急については、災害・火事・救急時に町民の安全を守るため、災害発生時の関係機関・団体等との連携体制強化、消防力の整備充実、救急救助体制の充実強化に努めます。また、防災・防火意識の高揚や自主防災組織の育成を図ります。

第2節 環境・景観の保全

1) 環境の保全

豊かな自然環境を維持するため、自然環境の保全に努めるとともに、自然とふれあい親しむ場と機会を創出し、自然愛護意識の向上を図ります。

公害防止の観点からは、生産活動に伴う公害発生の抑止による大気、水、土の保全に努めるとともに、関係機関、団体等の連携による生態系を損なわない産業廃棄物処理とリサイクル化を推進します。

太陽光発電等新エネルギーの活用や省エネルギーの推進により、温室効果ガス排出削減に努めます。

2) 美しい景観の形成・保全

「長沼町美しい景観づくり計画」に基づき、馬追丘陵、平地の農村、市街地のそれぞれにおいて、町民の協力を得ながら長沼らしい美しい景観形成に努めます。

各地区、各団体と協力し、清掃美化活動の促進を図り、きれいなまちづくりを進めます。

町民の自主的活動促進による緑と花いっぱいのまちづくりを推進します。

第3節 健康の増進・福祉の充実

1) 保健、医療の充実

町民が安心して生活できるように、健康づくりと医療の充実を図ります。

健康づくりについては、保健福祉活動の拠点「総合保健福祉センター」（愛称“りふれ”、以下「りふれ」という。）の有効活用による全町民の健康づくりを進めます。

また、セルフケア意識の向上に努めるとともに、関係機関、団体等と連携し、少子高齢化に対応した保健活動を推進します。

医療については、町立長沼病院の診療内容、医療スタッフ、医療設備のさらなる充実を目指します。また、町内医療機関に無い専門診療科の確保を図り、医療サービス水準の向上を図ります。

2) 社会福祉の充実

高齢者、障がい者などの社会的弱者が安心して生活できるよう、「りふれ」を拠点として、保健、医療、福祉などの連携を強化し、地域も含めたネットワークづくりを進めた体制整備を進めます。

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の充実を図ります。

また、社会的弱者を地域全体で支えあっていくという意識を育て、ボランティア活動等に対する支援を推進します。

介護保険事業については、利用者が多様なサービスを総合的・効率的に利用できる体制を確立するとともに、保健予防活動を積極的に展開し、将来を見据えた介護予防施策を推進します。

社会保障については、国民健康保険制度、国民年金制度について町民の意識を高めるとともに、国民健康保険事業の健全な運営に努めます。

3) 子育て支援の充実

本町で安心して子どもを産み、育てることができるよう、保育サービスの充実や、出産や子育てに関する相談・支援体制の充実に努めます。また、地域全体で子育て支援をする体制を整備し、少子化対策を進めます。

第4節 産業の振興

1) 農林業の振興

農業所得の向上と後継者育成を推進し、活力ある魅力的な農業を目指します。

高品質・安定生産を目指すとともにクリーン農業を推進し、安全・良質な農畜産物生産を促進します。

生産性の高い優良農地を形成し、力強い農業経営の育成を一層進めるため、土地基盤整備を促進し、地域農業の安定と食料供給力の強化を目指します。

地元農産物の販売促進とともに、農業関係者と商工業関係者との連携により農産加工品の開発・販売を促進するなど、農業の6次産業化や農商工連携を推進します。

2) 鉱工業の振興

地域高規格道路の整備促進と並行して地理的優位性を活かした工業振興の方向を検討します。

また、既存企業の経営安定化、新しい分野へ進出するための技術開発及び人材育成を推進するとともに、中央長沼工業団地の環境整備を推進します。

町の基幹産業の農業と連携した6次産業化や農商工連携を活かした誘致や起業を推進し

ます。

3) 商業の振興

多様化する消費者ニーズの動向などを踏まえ、魅力ある商店街の形成を図るため、商店街活性化対策を促進します

また、イベントへの支援、農産加工品の開発・販売等異業種との連携強化により、地域に密着した商業の振興を図ります。

4) 観光・レクリエーションの振興

都市と農村の交流促進と相互理解を図るため、構造改革特区の認定を活かしたグリーン・ツーリズム事業を推進します。

特産品、もてなしの向上、イベントの充実による集客数の向上を図ります。

町内の観光施設をはじめ広域的な施設等のネットワーク形成、民間活力による観光資源開発を進めます。

第5節 教育・文化活動の推進

1) 生涯学習の推進

「第2期長沼町生涯学習推進計画」に基づいて、計画的に生涯学習を推進していきます。

すべての町民が、いつでも、どこでも学ぶことができるように、生涯学習推進体制の整備を推進します。また、生涯学習意欲の高揚を図り、町民自らの資質の向上、まちづくりへの参画を促します。

町民の健康づくりや体力づくり、スポーツ振興を目指し、手軽に誰でも取り組める軽スポーツの振興を図ります。

2) 学校教育の充実

子どもたちが十分な教育環境の下で心身ともに健やかに学ぶことができるように、きめ細かな指導の充実、道徳教育の充実、スポーツ・食育等健康教育の充実に努め、「生きる力」を育みます。また、小中学校の教育環境の充実に向けた検討に取り組みます。

また、子どもたちが地域の中でさまざまな経験をし、考える力や社会性・協調性を育ていけるよう、「総合的な学習の時間」の充実を図るほか、放課後や週末等における、子どもが多様な活動機会の充実を図ります。

3) 文化の振興

豊かな心、感性、創造力を育むため、町民の文化活動促進、芸術文化鑑賞機会の拡充を図ります。

文化遺産の保存・活用を図ります。

文化・芸術を通じた交流の推進に努めます。

第6節 効率的・効果的な行政運営

1) 行政活動の推進

町民と行政が対等な立場で役割分担を明確にし、目標の達成に向けて連携していく「協働」のまちづくりを推進します。

町民とのコミュニケーションの手段である、広報広聴活動の充実に努めます。

行財政の簡素・効率化を図るとともに、町民サービスの充実に努めます。

行政改革の推進と健全財政の維持を図るとともに、民間活力の導入を推進します。

事務の効率化に向けて、周辺自治体との広域的な連携を推進します。

2) 地域活力の推進

コミュニティ活動の活性化は、まちづくりを進めるにあたっての基礎となることから、行政区活動を支援するなどして、自主的・主体的活動の促進を図ります。

個性豊かな「自分づくり」を目指した人材育成を推進し、活力あるまちづくりを進めます。

3) 地域間交流の推進

異なる地域の人や文化とふれあうことで町民の感性や創造力を高めるとともに、それによりわたしたちの暮らす地域を見つめ直す良い機会となることから、姉妹都市、友好親善都市等他の地域との交流のほか、「東京ふるさと長沼会」「札幌ふるさと長沼会」との交流を推進します。